

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規

則の一部を改正する規則(職員厚生課)

◇告 示 国土調査の成果の認証(農村整備課)

土地改良区の役員の退任(〃)

土地改良区の役員就退任(〃)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇公 告 平成六年度前期技能検定の合格者(労政・能力開発課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 議会の議員その他非常勤の職員が公務上又は通勤により死亡した場合におけ

規 則

る葬祭補償の金額を、二十八万円(現行二十六万五千円)に補償基礎額の三十
日分に相当する金額を加えた金額とすることとした。(第六条の四関係)
二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
三 この規則は、公布の日から施行し、平成六年四月一日以後に支給すべき事由
が生じた葬祭補償について適用することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成六年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三
年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の四中「二十六万五千円」を「二十八万円」に改める。

様式第十号中「265,000」を「280,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例施行規則第六條の四の規定は、平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第六百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡赤碕町	平成四年度及び平成五年度	赤碕町（大字）津及び大字八幡の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡赤碕町大字津及び大字八幡の各一部	平成六年十月三日

鳥取県告示第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 石 賀 堅 治 倉吉市福山二三四
平成六年九月十日退任

鳥取県告示第六百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹本 重美 鳥取市伏野七〇一

〃 村上 一雄 鳥取市賀露町八三〇

〃 深沢 幸雄 鳥取市賀露町二二八七

〃 上根 席蔵 鳥取市賀露町九一七

〃 星見 昭蔵 鳥取市湖山町西二丁目三四七

〃 村上 博 鳥取市湖山町南二丁目二六五

〃 村上 悦夫 鳥取市湖山町北二丁目二七四

〃 山下 達男 鳥取市湖山町北六丁目二二二

〃 船越 友敬 鳥取市湖山町西二丁目二〇二

〃 徳安 礼仁 鳥取市伏野一八四

〃 田中 仁 鳥取市三津三四二

監事 村山 敏雄 鳥取市湖山町北二丁目二六五

〃 石黒 堅太郎 鳥取市賀露町一〇六一

〃 片山 正男 鳥取市三津三八八―三

路線名	区 間	供用開始の期日
西谷那岐停車場線	八頭郡智頭町大字西谷字土師阪山九八九一六四地 先から同町大字大屋字弥藤治五七六一一三地先 まで	平成六年十月七日

鳥取県告示第六百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十八年七月十八日 鳥取県指令受都計第百八十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市秋里字上巻町ケ坪
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山市柳町一丁目一四一一二
全 鐘 文

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成6年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成6年10月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一級技能検定合格者
- 金属プレス加工
 - 大 阪 晴 美 原 田 昇 岸 哲 夫 近 藤 弘
 - 坂 田 敏 弘 永 井 田 井 志 米 沢 直 足 藤 康
 - 香 川 千 之 田 中 丈 一 志 明 米 幡 井 輝 彦 足 西 尾 立 成
 - 滝 下 美 智 雄 金 村 淳 郎 高 松 秀 和 住 田 成 靖
 - 防水施工
 - ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
 - 古 岡 純 一
 - サッシ施工
 - ビル用サッシ施工作業
 - 谷 口 吉 人 西 尾 牧 人 駒 井 孝 佐 藤 良 一
 - 坂 田 弘 弘 長 川 利 春 坂 本 尊 岩 崎 康 成
 - 雑 賀 泰 史 盛 村 誠
 - 塗装
 - 木工塗装作業
 - 平 尾 典 昭 米 田 佳 樹 大 藏 実 小 永 裕
 - 建築塗装作業
 - 原 田 康 幸 辛 野 口 歳 春 一 近 藤 均 廣 田 保 彦
 - 山 崎 猛 石 川 賢 一 水 野 吉 昭
 - 噴霧塗装作業
 - 仲 川 弘 史

金属塗装作業

本池 操

布はく縫製

ワイシャツ製造作業

元田 鶴子

とび

とび作業

竹内 正博

機械加工

普通旋盤作業

金田 光行

平面研削盤作業

角田 浩紀

杉原 広明

心無し研削盤作業

出石 光則

数值制御旋盤作業

福井 久夫

パソコングラフィック作業

米村 純一

鉄工

構造物鉄工作业

高藤 雅行

建設機械整備

建設機械整備作業

園谷 修

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

小松 正和

鋼製下地工事作業

田中 博一

ボード仕上げ工事作業

藤岡 隆

電子機器組立て

電子機器組立て作業

宮本 博

婦人子供服製造

婦人子供注文服製作作業

山本 寿栄

家具製作

家具手加工作業

井上 幸司

家具機械加工作業

永田 敏明

建具製作

木製建具製作作業

河田 浩幸

左官

左官作業

森原 誠

畳製作

畳製作作業

藤井 悦雄

林原 剛

江田 節

原田 英 貴	林 充 昭	中 村 正 則	小 野 勝 美	円筒研削盤作業	松 本 昭 夫	坂 野 雄 大	豊 田 和 正		
布はく縫製				心無し研削盤作業	遠 藤 隆 之				
ワイシャツ製造作業	竹 信 光 恵	田 朝 倉 塚 島 上 口	尾 崎 村 岡 原 本 林 静 子	数值制御旋盤作業	石 田 裕 一	加 藤 和 富	安 藤 栄 昭	大 村 彰	
	岡 本 喜 久 枝	中 倉 塚 島 上 口	尾 崎 村 岡 原 本 林 静 子	数值制御ワイヤス盤作業	高 橋 重 弘	加 嶋 則 彦			
	赤 松 沢 親 美 由 紀	伊 野 最 谷	德 飯 橋 本 橋 上 谷 本	高橋重弘 加嶋則彦	高 橋 重 弘	加 嶋 則 彦			
	恩 盛 本 田 宗 枝	伊 野 最 谷	德 飯 橋 本 橋 上 谷 本	マシニングセンター作業	マシニングセンター作業				
	盛 盛 本 田 宗 枝	伊 野 最 谷	德 飯 橋 本 橋 上 谷 本	勝 原 道 男					
	アラスタック成形			鉄工					
	射出成形作業			構造物鉄工作業					
	谷 本 栄 二	石 川 育 大	西 川 信 明	池 田 哲 宮 本 勉	池 田 哲 宮 本 勉	田 中 保			
	とび			電気めっき	電気めっき				
	とび作業			電気めっき作業	電気めっき作業				
	西 村 将 人	德 永 和 行	德 本 賢 大 郎	田 村 利 彦	田 村 利 彦	安 藤 進			
	前 田 博 之 司	德 永 和 行	德 本 賢 大 郎	建設機械整備	建設機械整備				
	吉 田 英 功	德 永 和 行	德 本 賢 大 郎	建設機械整備作業	建設機械整備作業				
	江 谷 功	德 永 和 行	德 本 賢 大 郎	大 森 浩 二	大 森 浩 二	神 崎 貴 幸			
	機械加工			船 田 稔 進	船 田 稔 進	宇 田 川 省 二			
	普通旋盤作業			青 山 進	青 山 進	宇 田 川 省 二			
	久 木 順 一	紺 本 忍 夫	山 野 知 幸	内装仕上げ施工	内装仕上げ施工				
	ワイヤス盤作業			ワイヤスック系床仕上げ工事作業	ワイヤスック系床仕上げ工事作業				
	増 田 健 一	小 谷 博 史	高 科 康 則	澤 潤 二	澤 潤 二				
	平面研削盤作業			鋼製下地工事作業	鋼製下地工事作業				
	瀬 尾 智 和 之 久	津 村 野 尚 志	岩 本 隆 学	後 藤 康 友	後 藤 康 友				
	稲 村 和 治	津 村 野 尚 志	岩 本 隆 学	ボード仕上げ工事作業	ボード仕上げ工事作業				
	大 江 治 之	津 村 野 尚 志	岩 本 隆 学						

高野 孝志
配管き装作業

山根 宣久

タイル張り

タイル張り作業

松原 崇

熱絶縁施工

熱絶縁工事作業

桑田 健一

田中 祐吉

斉奥 鹿野

信貴 一広

西山 村根

卓強 晃志

杉本 博和

高本 義輝

表装

壁装作業

田中 実則

多月 弘行

隆秀 水谷

上田 田田

長有 秀司

植田 村幸

尾崎 一哉

霜田 美香

赤松 信幸

内外装板金作業

恩田 和久

柏崎 勝彦

神谷 一司

フラワー装飾

フラワー装飾作業

植田 村幸

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

阿部 徹

単一等級技能検定合格者
産業洗淨

高圧洗淨作業

岡崎 博紀

路面標示施工

溶融ペイントハンドマーカール工事作業

前田 和男

加熱ペイントマスキング工事作業

福田 誠

中野 正 大橋 清志 石原 由紀夫

森下 邦彦 中井 和幸 西村 洋二

福田 誠

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年10月7日

鳥取県公安委員会委員長 松本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可 (以下「許可」という。) を受けようとする者 ((2)のイに掲げる者を除く。) を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時

種別	区分	日	時	場	所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成6年11月11日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市枇杷町一丁目160	鳥取県西部総合事務所 本館第6会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成6年11月25日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑